

奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者募集要項

1. 趣旨・目的

奈良県文化会館のエントランスや集いの広場、奈良県文化会館より県立美術館までの区間をLEDライトなどを用いて彩り、文化会館で開催されるイベントへの参加者や奈良公園を訪れる観光客などに楽しんでいただく空間を創出します。

県では、県のイメージを効果的かつ魅力的にアピールできるようなデザインの光のオブジェを作成し、園路へのフットライトや樹木へのライトアップと併せて設置する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。希望する場合は、以下の条件に基づいて、提案書等を提出してください。

提案内容を審査し、県が最も優れた提案であると認めた者（以下「最優秀提案者」という。）を選定のうえ、県と実施内容を協議した後、事業着手していただきます。

2. 業務の内容

（1）委託業務の内容

- ・文化会館周辺光の森構築事業を実施するために必要な以下項目の作成
 - ①エントランス等に設置するLEDライトなどを用いたオブジェのデザイン設計・作成及び設置
 - ②魅力ある空間を演出するための園路や樹木へのフットライト及びライトアップ設備の設置
 - ③既設の街路灯を活用したフットライト及びライトアップ設備の設置
 - ④電気配線工事
 - ⑤その他、光のオブジェ等の作成及び設置に関する一連の業務

（2）仕様

- ・光のオブジェ作成に必要な素材は事業者が自ら調達すること。
- ・光のオブジェは奈良公園のエントランスとしても魅力あるデザインとすること。
- ・オブジェの作成点数、フットライト・ライトアップ設備の数量及びそれぞれの予算配分、事業実施までのスケジュール等は企画提案すること。
- ・事業者が提案するスケジュールに基づき県が指示する日までに業務を完了すること。
- ・著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- a 本件受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- b 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- c 本件受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（3）予算額

15,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 契約条件等

（1）契約締結

「6. 審査、事業者の決定」の方法により選定された最優秀者は、県との間で、奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託契約（以下「契約」という。）の締結を行うこととします。

（2）契約期間

契約期間は、委託契約日から平成23年3月30日（水）までとします。

（3）納期

県の指示によります。

（4）納品場所

県の指示する場所

(5) 成果物

作成したオブジェ、フットライト及びライトアップ設備 一式

(6) 検収

a 県は、上記⑤に掲げる成果物について、契約書、業務仕様書等に基づき、必要な検査を行う。

b 上記aにおいて指摘があった場合には、受託者は県の指示に従い適正に対応するとともに、再度確認を得なければならない。

4. 応募手続き

(1) 応募資格

この企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 平成22年12月15日（水）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ④ 平成22年12月15日（水）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- ⑧ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- ⑨ 上記⑦及び⑧並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- ⑩ 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ⑪ 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- ⑫ 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目がG-1：電気設備機器、N-6：看板・旗、Q-5：広告・イベント業務のいずれかで登録をしている者であること。

(2) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① (1)の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

(3) 提出書類

応募を希望する者は、以下の内容等を記載した提案書等を提出してください。

- ①奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者申込書（様式1）
- ②企画提案書（様式は任意）
- ③事業実施に係る見積書（様式は任意）

- ④スケジュール（様式は任意）
⑤会社概要及び類似事業受注実績（様式3）
- （4）応募の手続き等
- ①要項等の配布
- ・配布書類 募集要項
 - ・配布期間 平成22年12月15日（水）から同年12月27日（月）までの間
 - ・配布時間 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除きます。）
 - ・配布場所 奈良県地域振興部文化観光局文化課
- ※ 所在地及び連絡先
- 所在地 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 本庁舎4F
電話番号 0742-27-8478

②説明会

- ・開催日時 平成22年12月22日（水）13時30分から
- ・開催場所 奈良県庁6階 第62会議室
- ・説明内容 公募内容を説明後、希望者には現地見学会の実施（文化会館周辺）

③質問の受付

募集要項等に関する質問は次のとおり取り扱います。

- ・受付期間 平成22年12月15日（水）から平成22年12月27日（月）午後5時までの間
- ・受付方法 「奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者募集要項に係る質問票」【様式4】に必要事項を記載のうえ、⑦に記載する連絡先へ電子メール又はファクシミリで送付してください。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。電子メールでの質問は、題名の最初に『奈良県文化会館周辺光の森構築事業の実施に関する質問』と明記してください。
- ・回答方法 質問に対する回答は、④の参加表明書を提出した者に、質問の要旨と併せて随時公表する予定です。なお、質問者名は公表しません。また、質問者への個別の回答は行いません。

※ 募集要項の内容に関する質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪による口頭又は電話による質問に対する回答は行いませんので、ご了承ください。

④参加表明書の提出

- ・提出書類 「奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者公募に係る参加表明書」（様式2）
- ・提出方法 ファクシミリまたは電子メール
- ・受付期間 平成22年12月22日（水）から平成23年1月6日（木）《必着》までの間

⑤企画提案書等の提出

- ・提出書類 5の（3）に記載した書類
- ・提出部数 各8部
- ・提出方法 持参
- ・提出日 平成23年1月13日（木）まで
- ・その他 提案は1事業者につき、1提案とします。基本的に、再提出は認められません。

⑥応募スケジュール

- 平成22年12月15日（水）要項配布及び質問受付開始
平成22年12月22日（水）説明会実施
平成22年12月27日（月）質問締め切り
平成23年 1月 6日（木）参加表明書の提出期限
平成23年 1月17日（月）審査委員会開催（予定）（プレゼンテーション実施、選定）

- それ以後 打ち合わせ
- ・企画、構成
 - ・スケジュール調整
- 打合せが終了次第、速やかに業務に着手

⑦連絡先

各種書類等の提出及びその他連絡等は、特に記載のある場合を除き、以下ののみ受け付けます。

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部文化観光局文化課

電話番号 0742-27-8478

ファクシミリ 0742-22-7215

電子メールアドレス bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

5. 審査、事業者の決定

(1) 提案書等の審査

- ①審査は、「奈良県文化会館光の森構築事業委託事業者選定審査委員会」において審査し、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定します。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、得点の高い順に上位3者を優秀提案者として選定します。ただし、評価委員の評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがあります。なお、審査は非公開で行います。
- ②提出のあった提案書等については、プレゼンテーション審査を行います。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合があります。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員（書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員）に対して文書で通知します。
- ④プレゼンテーション審査は、平成23年1月17日（月）に行う予定ですが、時間等詳細は、後日応募者に対して連絡します。
- ⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を20分以内とし、質疑時間を含めた1事業者当たりの時間は30分以内とします。プレゼンテーションは、提出を受けた書類により行うことを基本としますが、詳細については、後日連絡します。

(2) 事業者との契約

最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調のときは、優秀提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

(3) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合があります。

6. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行います。
- (3) 提出された提案書等は返却しません。
- (4) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合があることを了知してください。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがあります。